

令和4年第11回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

- 1 開催日時 令和4年12月8日(木)午後3時00分から午後3時30分
- 2 開催場所 栄町役場庁舎5階大会議室
- 3 出席委員(8名)

会 長	8番	宮本 敏郎
会長職務代理者	7番	朝倉 友子
委 員	1番	増田 榮
	2番	鈴木 憲司
	3番	長崎 光男
	4番	野村 斗士夫
	5番	長谷川 貴子
	6番	岩井 秀喜

- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

そ の 他

- 6 出席職員

農業委員会事務局長	湯浅 実
農業委員会事務局次長	森田 勲
農業委員会事務局主査	青木 秀直

- 7 農地利用最適化推進委員(5名)

日暮 秀男 後藤 良和 青木 秀樹 眞仲 健司 齊藤 博之

◎開会

午後 3 時 0 0 分開会

○事務局長（湯浅実）

それでは、はじめさせていただきます。起立、礼。

○議長（宮本敏郎）

ただ今より、令和 4 年第 1 1 回栄町農業委員会総会を開会します。本日の委員 8 名中 8 名出席ですので、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第 1 の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮本敏郎）

それでは、3 番 長崎光男委員、4 番 野村斗士夫委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（宮本敏郎）

議事日程第 2 の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の森田氏と青木氏を指名します。

○議長（宮本敏郎）

それでは議事に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号 1 と整理番号 2 については、関連する案件なので一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、1 ページ 議案第 1 号整理番号 1 と整理番号 2 について、一括してご説明させていただきます。

場所については、2 ページをご覧ください。

整理番号 1 農地の所在が南字宮前、地目は登記簿が畑、現況は田、面積は 1,301 m²です。

次に整理番号 2 農地の所在が南字宮前、地目は登記簿が畑、現況は田、面積は 1,622 m²です。

譲渡人・譲受人・経営面積は記載のとおりです。

この 2 件の申請は、農地の交換により所有権移転を目的として、農地法第 3 条の許可申請をしたものです。

譲受人の労力総数は、整理番号 1 が 2 人、整理番号 2 が 1 人です。申請事由は、お互いの農地を交換するものでございます。

それでは、整理番号 1 及び整理番号 2 について、農地法第 3 条第 2 項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第

1号の全部効率利用要件及び、同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ
ます。

次に、譲受人は法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第2号の法人要件
及び第3号の信託の禁止は該当いたしません。

次に、譲受人の耕作面積は50アールを超えておりますので、同項第5号の下限面
積要件は問題ありません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第6号の転貸等の禁止は該当いたしま
せん。

最後に、同項第7号の地域との調和要件ですが、申請地の周辺は水田地帯になり、
譲受人は許可後、水稻を作付けする計画であり、問題はないと思われ
ます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○4番（野村斗士夫）

今回、申請された農地について、現地を確認したところ周辺が水田地帯で申請地は
適正に管理されておりました。特に問題はないと思われ
ます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、農地利用最適化推進委員の青木さんから、ご発言がありましたら願いま
す。

○農地利用最適化推進委員（青木秀樹）

現地を確認しましたが、特に問題はないと思われ
ます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願いま
す。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号1と整理番号2については関連する案件なので、一括して採
決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○議長（宮本敏郎）

異議なし、とのことですので、議案第1号 整理番号1と整理番号2を原案のとおり
許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第1号 整理番号1と整理番号2については、許可すること

に決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第2号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて、を議題とし、整理番号1について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、3ページ、議案第2号整理番号1について、ご説明いたします。

場所については、4ページをご覧ください。

農地の所在は、安食字柚ノ木、地目は登記簿が畑、面積は1,057㎡です。

申請人及び所有者は記載のとおりで、土地の地目変更登記をしたいために、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いが提出されたものでございます。

それでは、「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」についてご説明いたします。

農地を農地以外の地目に変更する場合につきましては、農地法の規定により許可を要することとなっておりますが、県の転用事務指針によりまして、農地法の許可を要しないと認められる土地につきましては「現況確認書」を添付すれば地目変更の登記手続を行うことができるとされております。

この「現況確認書」は県知事が発行することとなりますが、農業委員会に証明願が提出された時は、現地調査を実施し、要件を満たすかどうかの意見を付して県に進達することとなっております。

それでは農地法の許可を要しないと認められる土地というのはどういうものかと言いますと、天災地変（自然界によって起こる災害天変地異）によって農地性を失った土地で農地に回復することが困難であると認められるものや、現況が農地以外の土地となっていることが明白なものうち、農地法所定の許可を受けないまま20年以上経過しており、かつ、その間に農地法第51条の規定により現状回復命令等の違反転用の処分を受けていないものなどが挙げられています。

それでは、今回の議案のご説明ですが、申請地は長期間耕作されずに放置され竹林の状態となっており、平成元年10月9日に国土交通省国土地理院が撮影しました航空写真から見ても20年以上農地以外の土地となっていることが明白なものに当たると考えられます。

また、農地法第51条の規定による原状回復命令等の違反転用の処分も受けておりません。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○6番（岩井秀喜）

現地調査についてご報告いたします。申請地は、長年、竹林の状態であり非農地で問題はないと思われれます。

以上です。

○議長（宮本敏郎）

続いて、農地利用最適化推進委員の日暮さんから、ご発言がありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（日暮秀男）

現地を確認しました。隣接地が竹林だったため、長期間耕作されずに放置され、山林の状態でした。特に問題はありません。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号整理番号1を原案のとおり非農地と認められることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第2号整理番号1については、非農地と認められる旨の意見を付して進達することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とし、整理番号1から整理番号3までは、農地中間管理事業に関する案件なので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、5ページ、議案第3号 整理番号1から整理番号3までについて、一括してご説明させていただきます。

場所については、8ページから13ページまでとなります。

それでは、順次ご説明いたします。

整理番号1 農地の所在が興津字下埜田、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,038㎡他9筆で、合計7,168㎡です。

次に整理番号2 農地の所在が興津字後谷津、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は769㎡他17筆で、合計15,772㎡です。

次に整理番号3 農地の所在が矢口字辺田前、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は192㎡他10筆で、合計19,370㎡です。

内容は農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積は、それぞれ記載のとおりです。

貸付期間については、令和4年12月20日から令和14年12月19日までの10年間になります。

本件と次の議案第4号につきましては、農地中間管理事業を活用した農地集積になります。

農地中間管理事業は、農地を農地中間管理機構である「公益社団法人千葉県園芸協会」に一旦預け、その後担い手農家に貸し付けるというものでございます。

本件は、千葉県園芸協会が農業経営基盤強化促進法により3名の貸付人から農地を預かるため、農地の中間管理権を取得するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号整理番号1から整理番号3までについて、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○議長（宮本敏郎）

異議なし、とのことですので議案第3号整理番号1から整理番号3までを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第3号整理番号1から整理番号3までは、原案のとおり決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題とし、整理番号1から整理番号3までについて、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、14ページ、議案第4号 整理番号1から整理番号3までについて、一括してご説明させていただきます。

場所については、先ほどの議案第3号 整理番号1から整理番号3と同じになりまして、8ページから13ページまでをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が興津字下埜田、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,038㎡他27筆で、合計22,940㎡です。

次に整理番号2 農地の所在が矢口字辺田前、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は192㎡他3筆で、合計5,441㎡です。

次に整理番号3 農地の所在が矢口字竹岸、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は77㎡他6筆で、合計13,929㎡です。

内容は賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

また、10aあたりの賃借料は1.5俵又は1.5俵相当額若しくは1俵になり、期間は令和4年12月20日から令和14年12月19日までの10年間となっております。

ります。

本件は、農地の中間管理権を取得する「公益社団法人千葉県園芸協会」が、「転貸人」となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。

この3件の借受人については、認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第4号整理番号1から整理番号3までについて、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○議長（宮本敏郎）

異議なしとのことですので、議案第4号整理番号1から整理番号3までについて、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第4号整理番号1から整理番号3までについては、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

続いて、議案4号 整理番号4から整理番号5までについて、を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、17ページ、議案第4号 整理番号4から整理番号5までについて、ご説明いたします。

場所については、18ページから19ページまでをご覧ください。

整理番号4 農地の所在が請方字下請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,770㎡他2筆で、合計8,443㎡です。

次に整理番号5 農地の所在が請方字上請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,266㎡他1筆で、合計4,227㎡です。

内容は賃借権の再設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。

10アールあたりの賃借料は、1.5俵相当額になり、期間は令和4年12月20日からとなり、既に農地の中間管理権が設定されているため、利用権の期間は残存期間になるので、まちまちとなっております。

今まで耕作していた借受人の事情などにより、この後の報告第1号により合意解約がされ、新たな借受人に農地の中間管理権を取得している「公益社団法人 千葉県園

芸協会」が、「転貸人」となり、農用地の再配分を行なうものです。

この借受人については、地域の担い手農家になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率利用要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第4号整理番号4から整理番号5までについて、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○議長（宮本敏郎）

異議なしとのことですので、議案第4号整理番号4から整理番号5までについて、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（宮本敏郎）

挙手全員、よって議案第4号整理番号4から整理番号5までについては、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（宮本敏郎）

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、20ページ、報告第1号 整理番号1から整理番号3までについて、ご説明させていただきます。

場所につきましては、整理番号1と整理番号2については、先ほどの議案第4号整理番号4から整理番号5までと同じになり、18ページから19ページまでをご覧ください。また、整理番号3については、22ページをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が請方字下請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,770㎡他2筆で、合計8,443㎡です。

次に整理番号2 農地の所在が請方字上請方、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,266㎡他1筆で、合計4,227㎡です。

最後に整理番号3 農地の所在が北字押砂埜、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は3,006㎡他3筆で、合計12,433㎡です。

貸付人、借受人、転貸人、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日及び解約の通知日につきましては、記載のとおりになります。

本件は、賃貸借契約により借受人が耕作してきた農地について、転貸人又は貸付人と借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を転貸人又は貸付人

に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。
以上で説明とさせていただきます。

○議長（宮本敏郎）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長（宮本敏郎）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（宮本敏郎）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和4年第11回総会を閉会します。

○事務局長（湯浅実）

起立、礼、お疲れさまでした。

午後3時30分閉会